

経営管理権集積計画

1 個別事項

201024024

整理 番号	集R6-美山-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)				
									福井市長 西行 茂		福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	西市布町35字堂山	2-18	475	070	山林	0.0446	スギ	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
全 1 筆 この計画に同意する。															
権利の設定を受ける市町村（乙） 住所 同 上 名称 福井市長 西行 茂 印															
権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所 同 上 氏名又は名称 印															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町35字堂山	2-18	475	070	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町35字堂山	2-18	475	070	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

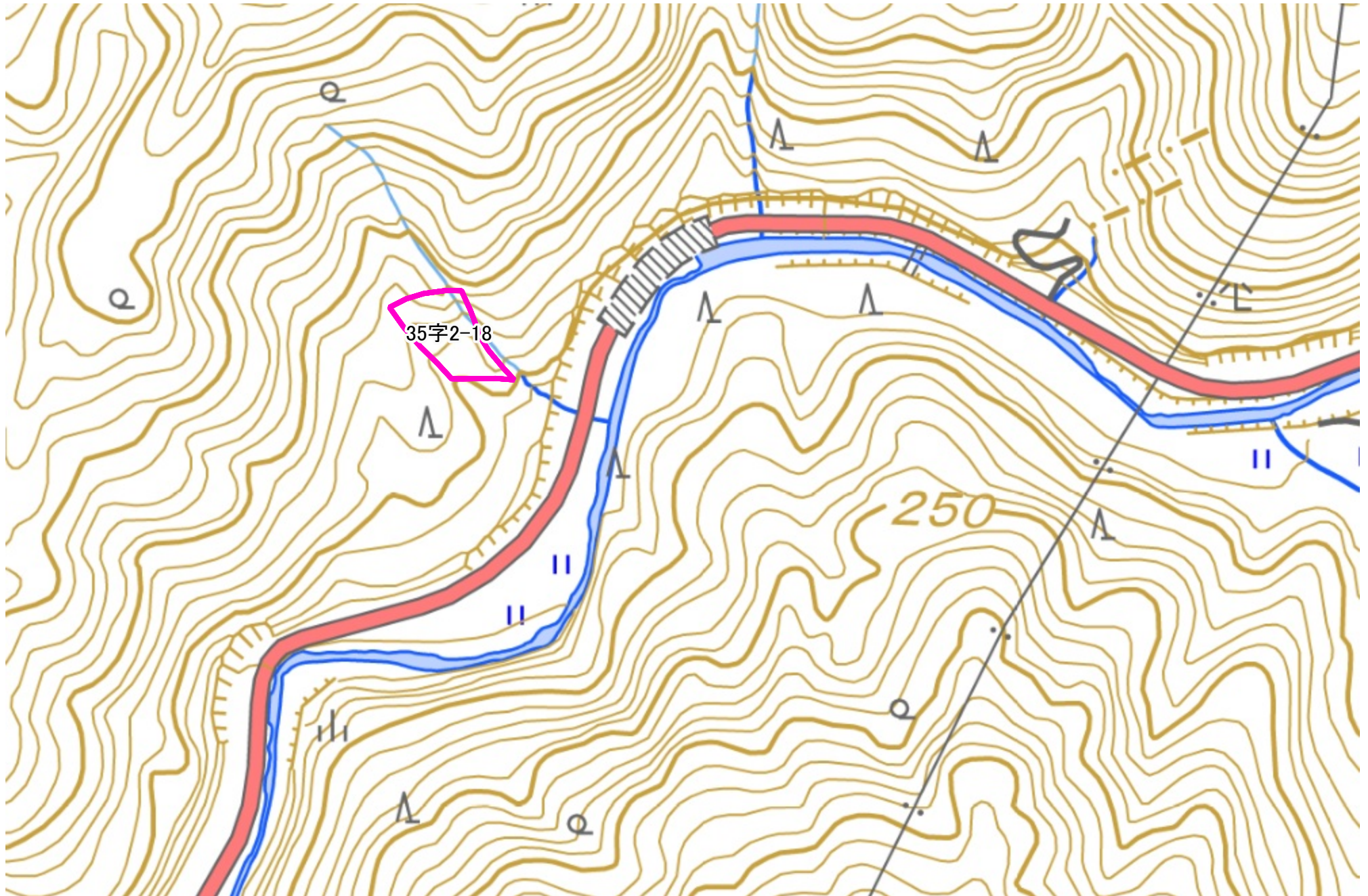
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

201024005

整理 番号	集R6-美山-2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称)				(所在地)					
					福井市長 西行 茂				福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	西市布町41字向山	3-6	526	114	山林	0.0366	スギ	103	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	西市布町41字向山	3-11	526	119	山林	0.033	スギ	103	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
3	西市布町41字向山	3-16	526	015	山林	0.1785	スギ	103	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
4	西市布町41字向山	4-2	526	039	山林	0.0148	スギ	59	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
5	西市布町41字向山	4-11	526	050	山林	0.0099	スギ	59	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
6	西市布町41字向山	4-12	526	051	山林	0.0099	スギ	59	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
7	西市布町41字向山	5-9	526	064	山林	0.1289	スギ	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
8	西市布町38字芋原	1-1	528	001	山林	0.0677	スギ	65	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
9	西市布町39字子ゴヤ	2-1	528	045	山林	0.2181	スギ	66	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
10	西市布町40字登尾	2-1	528	059	山林	0.0297	スギ	55	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
全 14 筆 この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）					住所	同	上	名称	福井市長 西行 茂				印	
権利を設定する森林の森林所有者（甲）					住所	同	上	氏名又は名称					印	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201024005

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町41字向山	3-6	526	114	
2	西市布町41字向山	3-11	526	119	
3	西市布町41字向山	3-16	526	015	
4	西市布町41字向山	4-2	526	039	
5	西市布町41字向山	4-11	526	050	
6	西市布町41字向山	4-12	526	051	
7	西市布町41字向山	5-9	526	064	
8	西市布町38字芋原	1-1	528	001	
9	西市布町39字子ゴヤ	2-1	528	045	
10	西市布町40字登尾	2-1	528	059	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
11	西市布町40字登尾	2-2	528	060	
12	西市布町40字登尾	2-6	528	065	
13	西市布町40字登尾	2-11	528	072	
14	西市布町40字登尾	4-1	528	081	
15					
16					
17					
18					
19					
20					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町41字向山	3-6	526	114	
2	西市布町41字向山	3-11	526	119	
3	西市布町41字向山	3-16	526	015	
4	西市布町41字向山	4-2	526	039	
5	西市布町41字向山	4-11	526	050	
6	西市布町41字向山	4-12	526	051	
7	西市布町41字向山	5-9	526	064	
8	西市布町38字芋原	1-1	528	001	
9	西市布町39字子ゴヤ	2-1	528	045	
10	西市布町40字登尾	2-1	528	059	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
11	西市布町40字登尾	2-2	528	060	
12	西市布町40字登尾	2-6	528	065	
13	西市布町40字登尾	2-11	528	072	
14	西市布町40字登尾	4-1	528	081	
15					
16					
17					
18					
19					
20					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

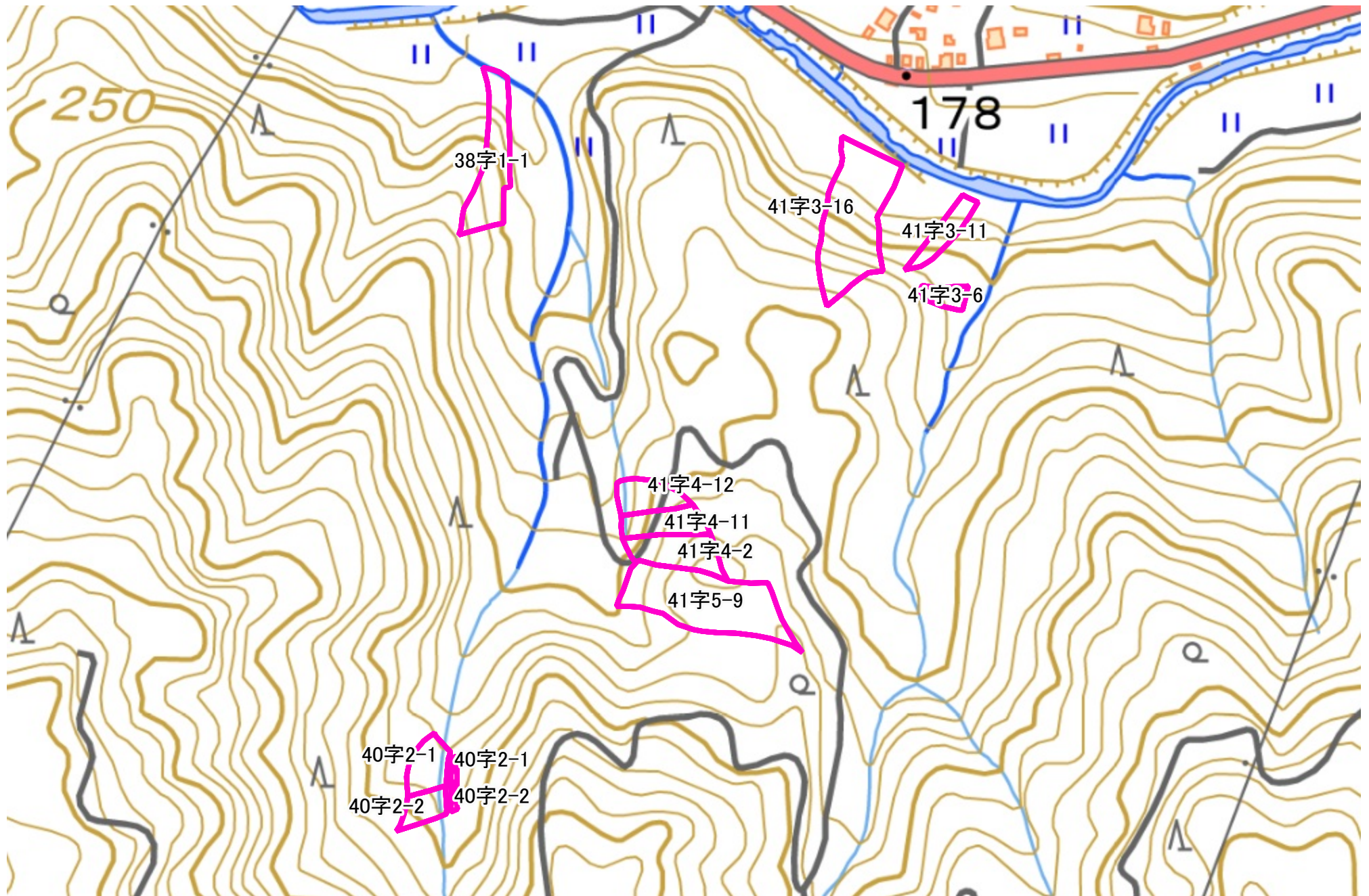
〈時期〉

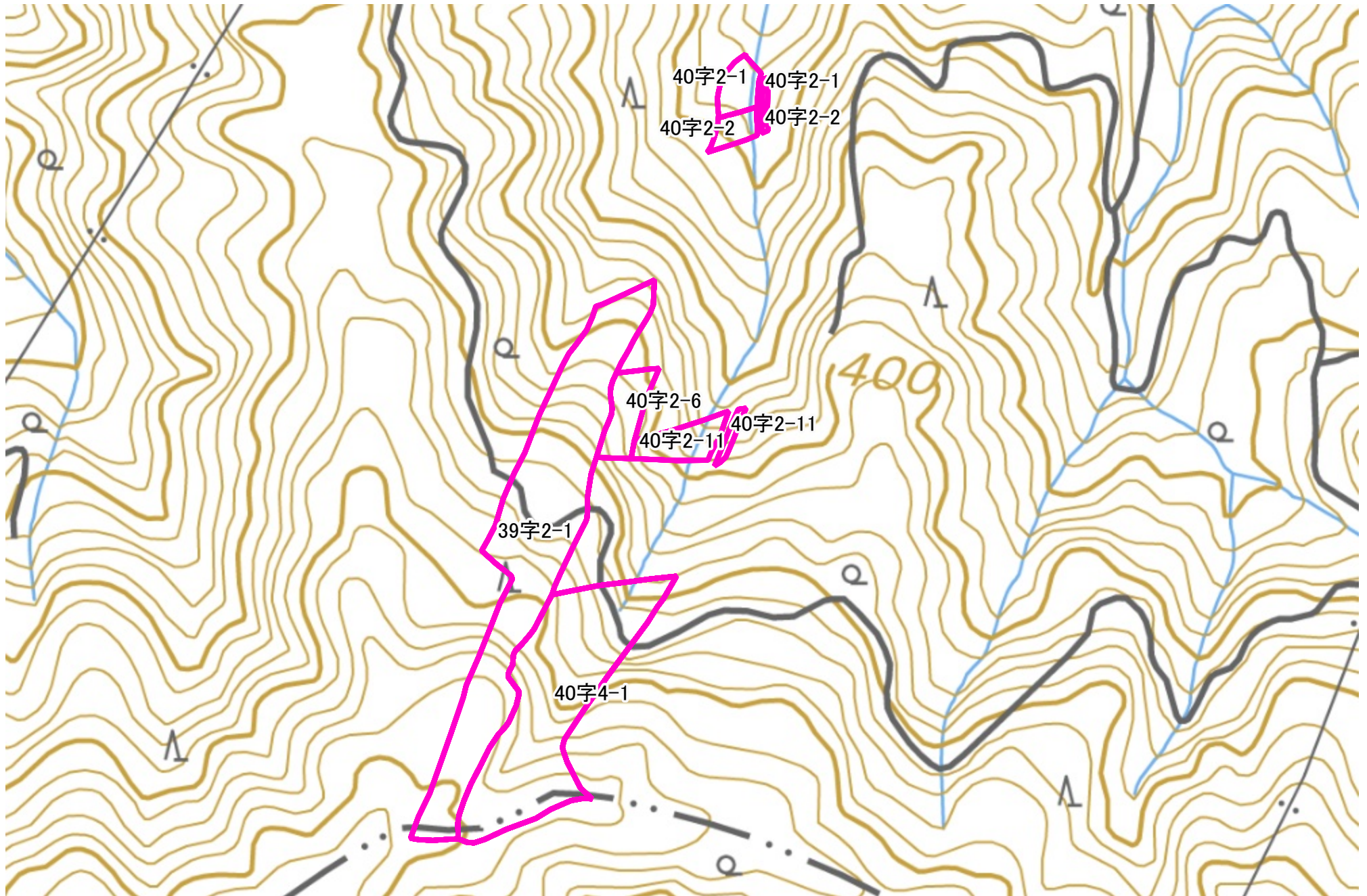
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座





経営管理権集積計画

1 個別事項

201024028

整理 番号	集R6-美山-3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称)				(所在地)					
					福井市長 西行 茂				福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	西市布町33字上岩屋	2-3	476	137	山林	0.7586	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	西市布町33字上岩屋	2-4	476	140	山林	0.0495	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
3	西市布町33字上岩屋	2-5	476	141	山林	0.1983	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

全 3 筆 この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所 同 上

名称 福井市長 西行 茂

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所 同 上

氏名又は名称

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町33字上岩屋	2-3	476	137	
2	西市布町33字上岩屋	2-4	476	140	
3	西市布町33字上岩屋	2-5	476	141	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町33字上岩屋	2-3	476	137	
2	西市布町33字上岩屋	2-4	476	140	
3	西市布町33字上岩屋	2-5	476	141	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

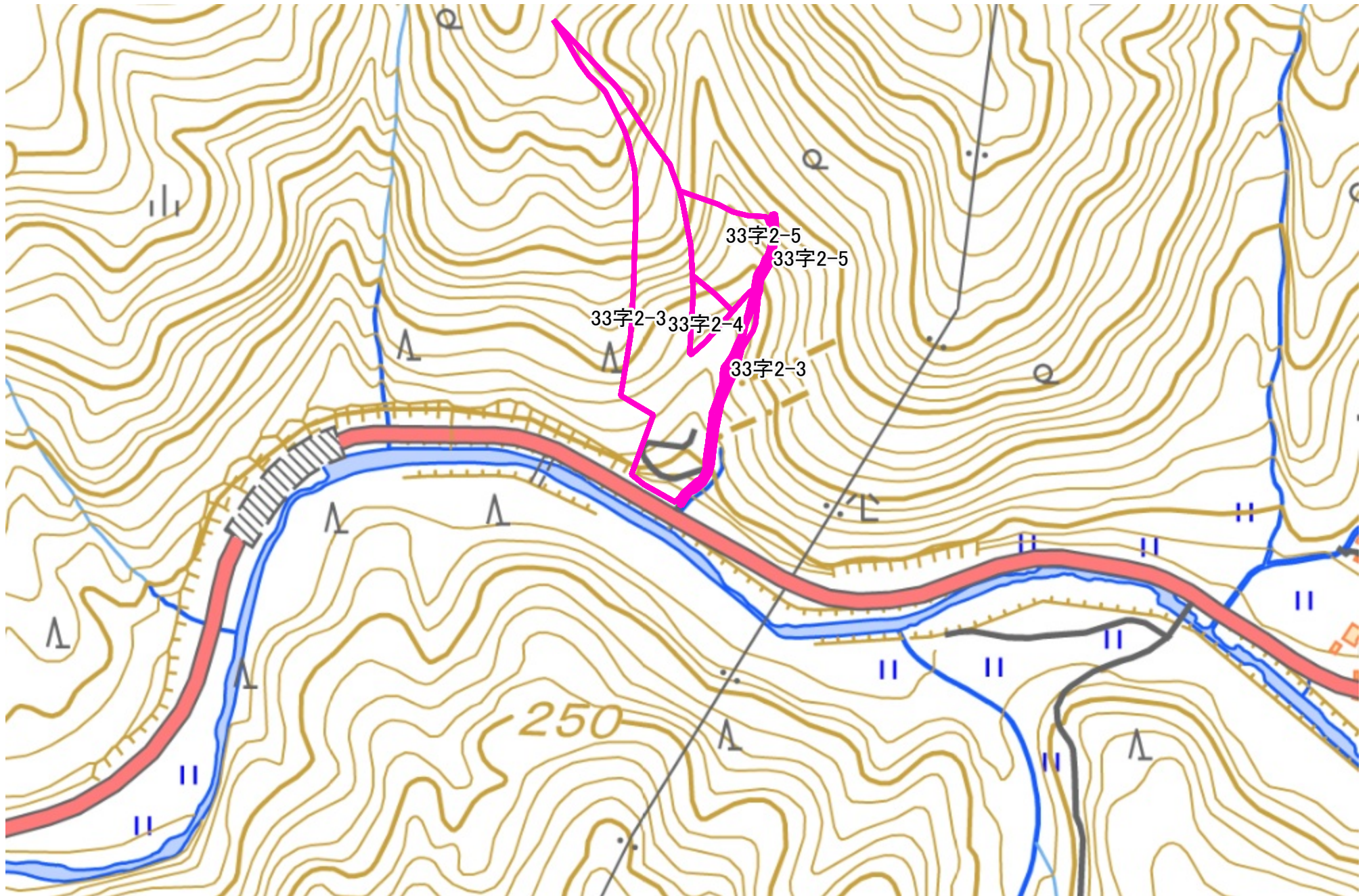
(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

201024029

整理 番号	集R6-美山-4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称)			(所在地)								
			福井市長 西行 茂			福井県福井市大手3丁目10番1号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	西市布町33字上岩屋	3-4	476	114	山林	0.119	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
全 1 筆 この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）			住所 同 上			名称 福井市長 西行 茂			印					
権利を設定する森林の森林所有者（甲）			住所 同 上			氏名又は名称			印					

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町33字上岩屋	3-4	476	114	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町33字上岩屋	3-4	476	114	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

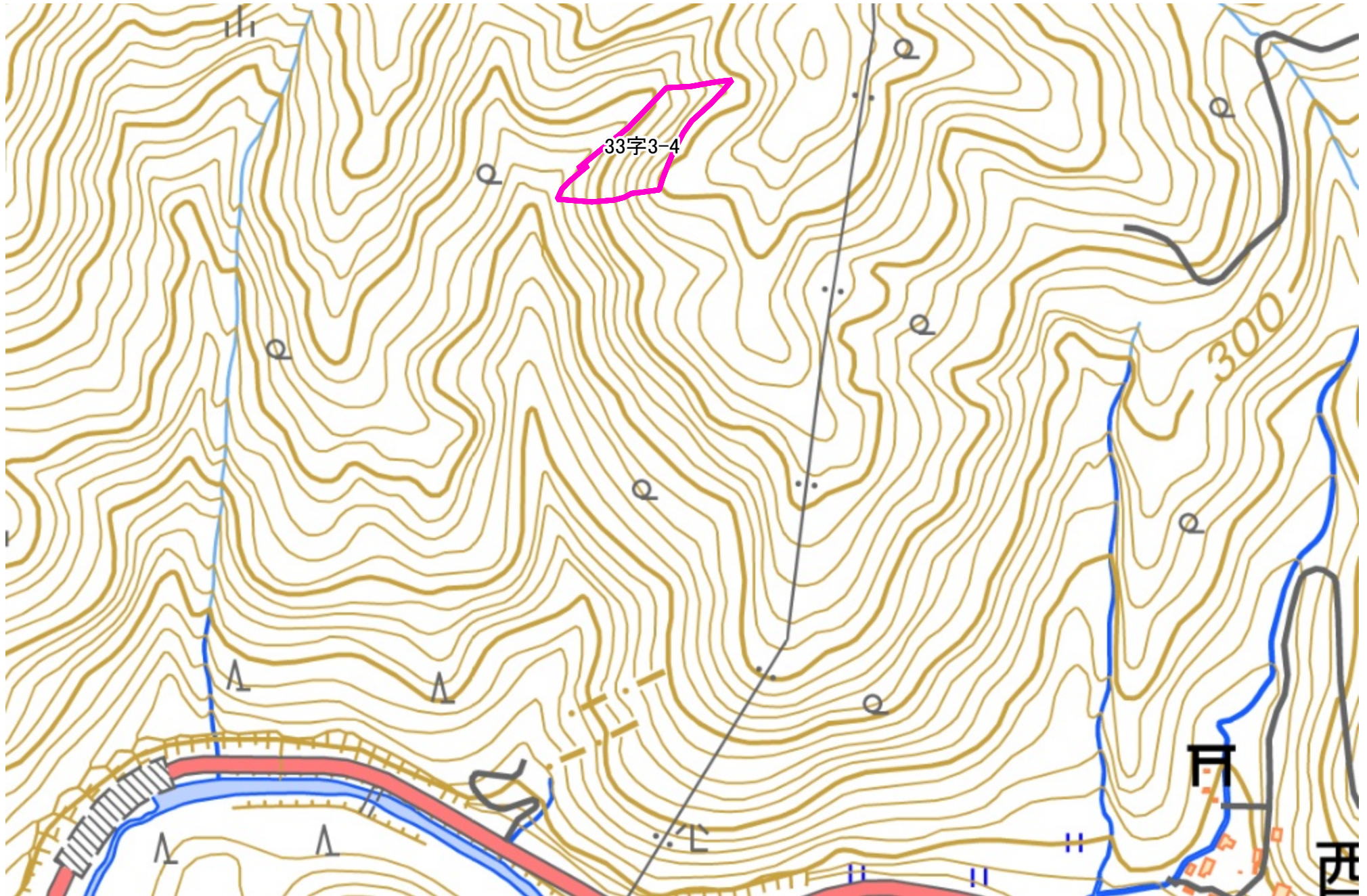
(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座



経営管理権集積計画

1 個別事項

201024016

整理 番号	集R6-美山-5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)				
									福井市長 西行 茂		福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	西市布町34字下岩屋	1-11	475	014	山林	0.228	その他広葉樹	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	西市布町38字芋原	3-5	528	026	山林	0.1289	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
3	西市布町37字盗人谷	3-3	529	057	山林	0.0396	その他広葉樹	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
全 3 筆 この計画に同意する。															
権利の設定を受ける市町村（乙） 住所 同 上 名称 福井市長 西行 茂 印															
権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住所 同 上 氏名又は名称 印															

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町34字下岩屋	1-11	475	014	
2	西市布町38字芋原	3-5	528	026	
3	西市布町37字盗人谷	3-3	529	057	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2. 伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3. 留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町34字下岩屋	1-11	475	014	
2	西市布町38字芋原	3-5	528	026	
3	西市布町37字盗人谷	3-3	529	057	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

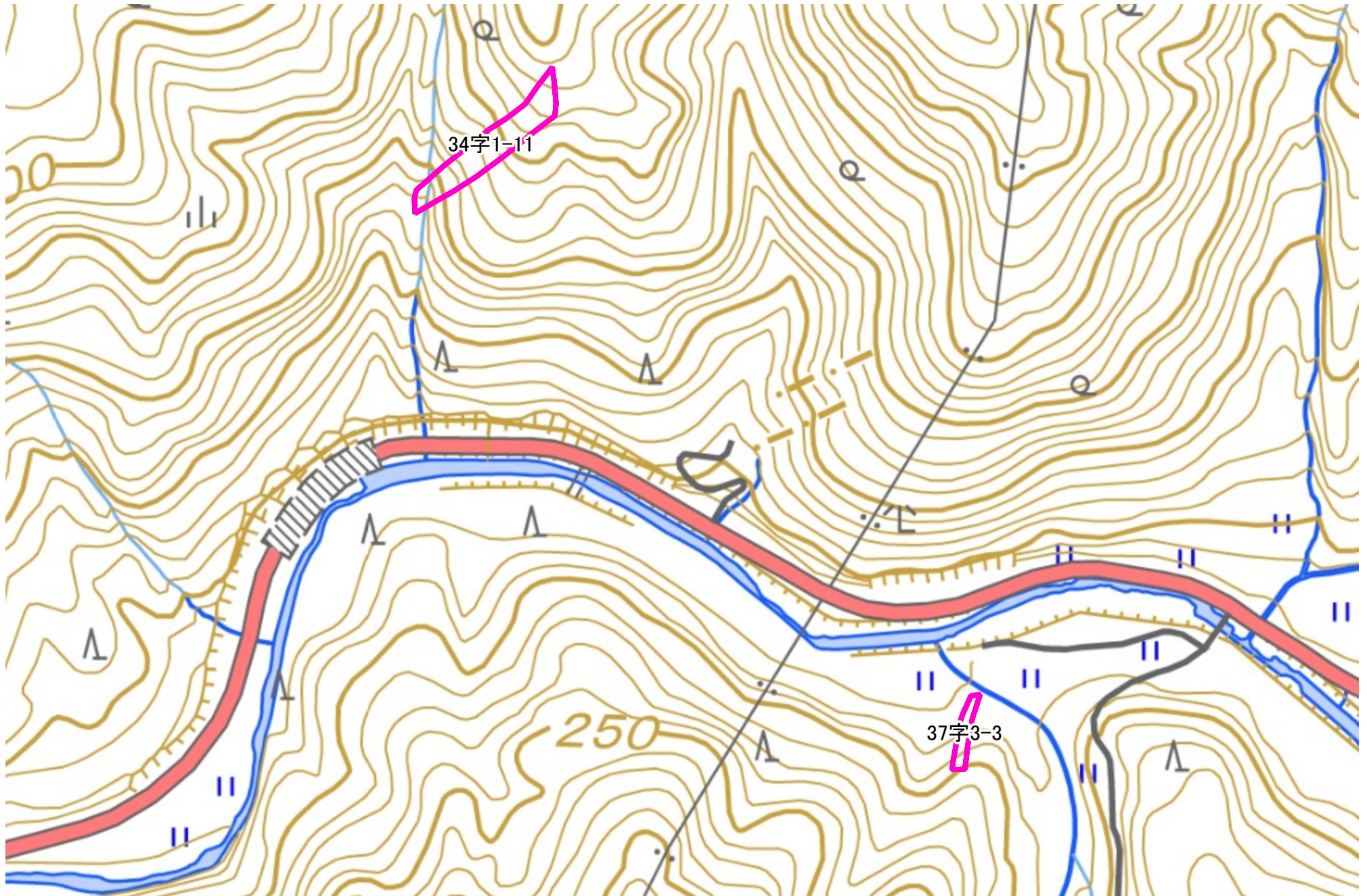
〈時期〉

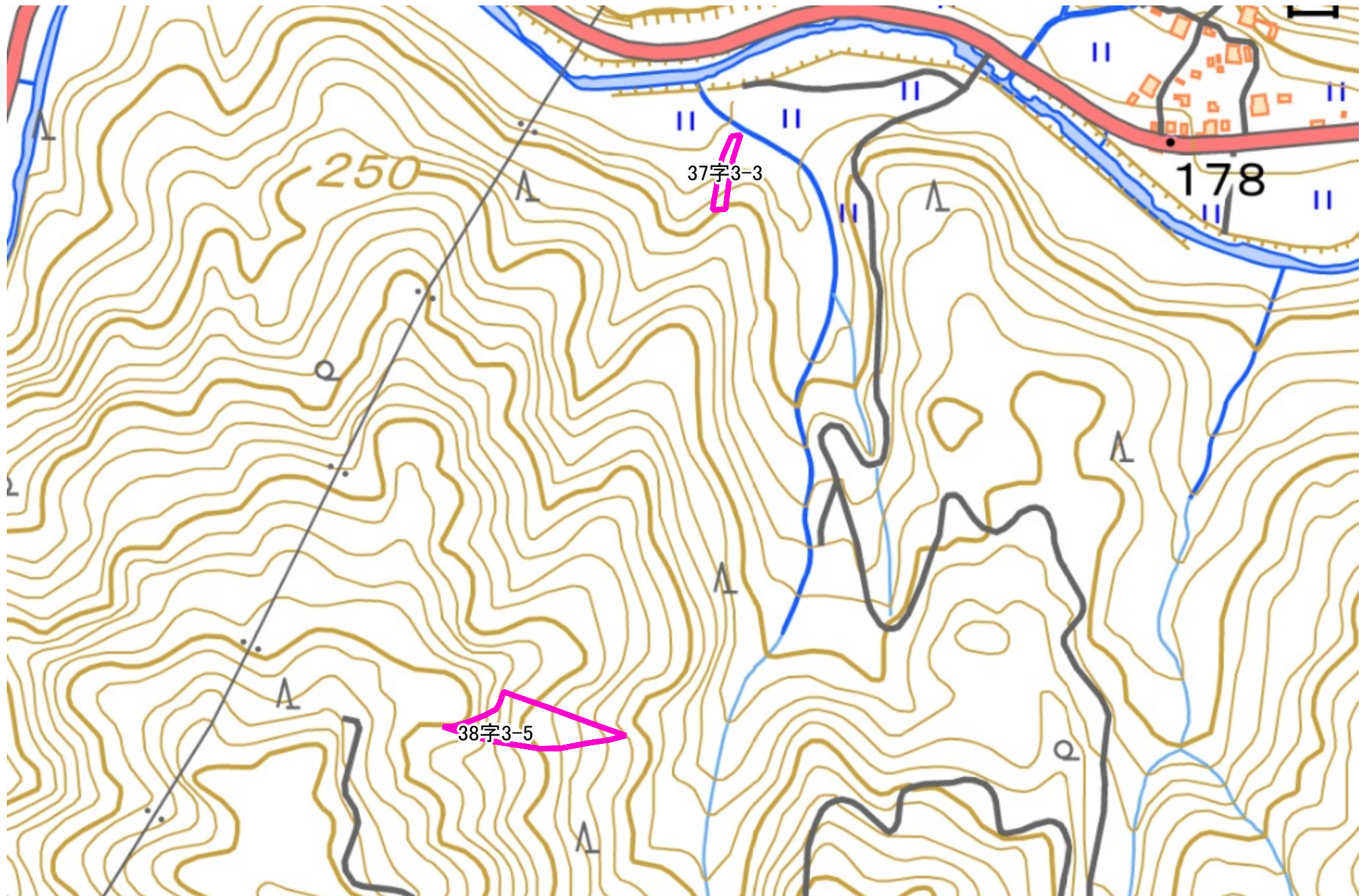
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座





経営管理権集積計画

1 個別事項

201024013

整理 番号	集R6-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称)				(所在地)					
					福井市長 西行 茂				福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	西市布町34字下岩屋	3-5	475	034	山林	0.0495	その他広葉樹	63	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
2	西市布町34字下岩屋	3-23	475	017	山林	0.119	その他広葉樹	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
3	西市布町35字堂山	2-1	475	054	山林	0.1685	スギ	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
4	西市布町35字堂山	2-7	475	060	山林	0.0892	スギ	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
5	西市布町35字堂山	2-15	475	066	山林	0.119	スギ	31	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
6	西市布町35字堂山	2-16	475	067	山林	0.119	その他広葉樹	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
7	西市布町35字堂山	2-17	475	069	山林	0.109	その他広葉樹	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
8	西市布町31字花造	1-5	476	007	山林	0.091	その他広葉樹	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
9	西市布町31字花造	4-1	476	039	山林	0.0363	スギ	63	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
10	西市布町31字花造	9-5	476	087	山林	0.0892	スギ	56	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
全 49 筆 この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村（乙）					住所	同	上	名称	福井市長 西行 茂			印		
権利を設定する森林の森林所有者（甲）					住所	同	上	氏名又は名称	[Redacted]			印		

経営管理権集積計画

1 個別事項

201024013

整理 番号	集R6-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
									福井市長 西行 茂		福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
11	西市布町31字花造	9-10	476	094	山林	0.1487	その他広葉樹	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
12	西市布町33字上岩屋	2-2	476	136	山林	0.0455	スギ	60	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
13	西市布町33字上岩屋	3-6	476	117	山林	0.0462	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
14	西市布町33字上岩屋	3-甲	476	109	山林	0.228	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
15	西市布町29字西之谷	1-10	477	060	山林	0.0694	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
16	西市布町29字西之谷	2-4	477	004	山林	0.0033	スギ	55	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
17	西市布町29字西之谷	2-10	477	007	保安林	0.0991	その他広葉樹	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
18	西市布町29字西之谷	2-18	477	017	保安林	0.0892	その他広葉樹	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
19	西市布町29字西之谷	3-10	477	033	山林	0.076	スギ	49	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
20	西市布町29字西之谷	3-14	477	038	保安林	0.027	その他広葉樹	65	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201024013

整理 番号	集R6-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
									福井市長 西行 茂		福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
21	西市布町29字西之谷	3-21	477	045	保安林	0.0198	スギ	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
22	西市布町29字西之谷	4-8	477	056	保安林	0.0991	その他広葉樹	70	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
23	西市布町27字東谷山	19-1	478	110	山林	0.0429	スギ	72	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
24	西市布町27字東谷山	2-2	478	004	山林	0.0198	スギ	103	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
25	西市布町27字東谷山	6-6	478	027	山林	0.0082	竹林	－	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
26	西市布町27字東谷山	7-11	478	041	山林	0.0025	スギ	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
27	西市布町28字草間岳	2-1	478	123	山林	0.119	スギ	63	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
28	西市布町28字草間岳	3-1	478	130	山林	0.2082	スギ	71	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
29	西市布町28字草間岳	5-12	478	176	保安林	0.1289	その他広葉樹	83	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
30	西市布町28字草間岳	5-42	478	187	保安林	0.2231	その他広葉樹	93	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201024013

整理 番号	集R6-美山-6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
									福井市長 西行 茂		福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
31	西市布町41字向山	2-6	526	028	山林	0.0297	スギ	63	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
32	西市布町41字向山	2-10	526	031	山林	0.0892	スギ	57	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
33	西市布町41字向山	3-14	526	122	山林	0.0363	スギ	63	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
34	西市布町41字向山	3-15	526	123	山林	0.0363	スギ	63	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
35	西市布町41字向山	4-3	526	040	山林	0.0112	スギ	93	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
36	西市布町41字向山	4-9	526	046	山林	0.0446	スギ	59	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
37	西市布町41字向山	6-17	526	104	山林	0.1685	スギ	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
38	西市布町41字向山	7-1	526	131	山林	0.0495	スギ	56	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
39	西市布町42字杉邦	3-11	526	158	山林	0.0545	スギ	61	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	
40	西市布町39字子ゴヤ	1-5	528	039	山林	0.0495	スギ	65	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照	

経営管理権集積計画

1 個別事項

201024013

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町34字下岩屋	3-5	475	034	
2	西市布町34字下岩屋	3-23	475	017	
3	西市布町35字堂山	2-1	475	054	
4	西市布町35字堂山	2-7	475	060	
5	西市布町35字堂山	2-15	475	066	
6	西市布町35字堂山	2-16	475	067	
7	西市布町35字堂山	2-17	475	069	
8	西市布町31字花造	1-5	476	007	
9	西市布町31字花造	4-1	476	039	
10	西市布町31字花造	9-5	476	087	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
11	西市布町31字花造	9-10	476	094	
12	西市布町33字上岩屋	2-2	476	136	
13	西市布町33字上岩屋	3-6	476	117	
14	西市布町33字上岩屋	3-甲	476	109	
15	西市布町29字西之谷	1-10	477	060	
16	西市布町29字西之谷	2-4	477	004	
17	西市布町29字西之谷	2-10	477	007	
18	西市布町29字西之谷	2-18	477	017	
19	西市布町29字西之谷	3-10	477	033	
20	西市布町29字西之谷	3-14	477	038	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
21	西市布町29字西之谷	3-21	477	045	
22	西市布町29字西之谷	4-8	477	056	
23	西市布町27字東谷山	19-1	478	110	
24	西市布町27字東谷山	2-2	478	004	
25	西市布町27字東谷山	6-6	478	027	
26	西市布町27字東谷山	7-11	478	041	
27	西市布町28字草間岳	2-1	478	123	
28	西市布町28字草間岳	3-1	478	130	
29	西市布町28字草間岳	5-12	478	176	
30	西市布町28字草間岳	5-42	478	187	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
31	西市布町41字向山	2-6	526	028	
32	西市布町41字向山	2-10	526	031	
33	西市布町41字向山	3-14	526	122	
34	西市布町41字向山	3-15	526	123	
35	西市布町41字向山	4-3	526	040	
36	西市布町41字向山	4-9	526	046	
37	西市布町41字向山	6-17	526	104	
38	西市布町41字向山	7-1	526	131	
39	西市布町42字杉邦	3-11	526	158	
40	西市布町39字子ゴヤ	1-5	528	039	

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
41	西市布町40字登尾	1-1	528	049	
42	西市布町40字登尾	1-8	528	057	
43	西市布町40字登尾	4-4	528	088	
44	西市布町36字宮谷	1-2	529	002	
45	西市布町36字宮谷	1-4	529	004	
46	西市布町36字宮谷	2-2	529	006	
47	西市布町36字宮谷	4-6	529	028	
48	西市布町37字盗人谷	1-4	529	043	
49	西市布町37字盗人谷	4-3	529	066	
50					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （２．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町34字下岩屋	3-5	475	034	
2	西市布町34字下岩屋	3-23	475	017	
3	西市布町35字堂山	2-1	475	054	
4	西市布町35字堂山	2-7	475	060	
5	西市布町35字堂山	2-15	475	066	
6	西市布町35字堂山	2-16	475	067	
7	西市布町35字堂山	2-17	475	069	
8	西市布町31字花造	1-5	476	007	
9	西市布町31字花造	4-1	476	039	
10	西市布町31字花造	9-5	476	087	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
11	西市布町31字花造	9-10	476	094	
12	西市布町33字上岩屋	2-2	476	136	
13	西市布町33字上岩屋	3-6	476	117	
14	西市布町33字上岩屋	3-甲	476	109	
15	西市布町29字西之谷	1-10	477	060	
16	西市布町29字西之谷	2-4	477	004	
17	西市布町29字西之谷	2-10	477	007	
18	西市布町29字西之谷	2-18	477	017	
19	西市布町29字西之谷	3-10	477	033	
20	西市布町29字西之谷	3-14	477	038	【経営管理実施権が設定されない場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （２．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
21	西市布町29字西之谷	3-21	477	045	
22	西市布町29字西之谷	4-8	477	056	
23	西市布町27字東谷山	19-1	478	110	
24	西市布町27字東谷山	2-2	478	004	
25	西市布町27字東谷山	6-6	478	027	
26	西市布町27字東谷山	7-11	478	041	
27	西市布町28字草間岳	2-1	478	123	
28	西市布町28字草間岳	3-1	478	130	
29	西市布町28字草間岳	5-12	478	176	
30	西市布町28字草間岳	5-42	478	187	【経営管理実施権が設定されない場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （２．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
31	西市布町41字向山	2-6	526	028	
32	西市布町41字向山	2-10	526	031	
33	西市布町41字向山	3-14	526	122	
34	西市布町41字向山	3-15	526	123	
35	西市布町41字向山	4-3	526	040	
36	西市布町41字向山	4-9	526	046	
37	西市布町41字向山	6-17	526	104	
38	西市布町41字向山	7-1	526	131	
39	西市布町42字杉邦	3-11	526	158	
40	西市布町39字子ゴヤ	1-5	528	039	【経営管理実施権が設定されない場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （２．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （３．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（２．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
41	西市布町40字登尾	1-1	528	049	
42	西市布町40字登尾	1-8	528	057	
43	西市布町40字登尾	4-4	528	088	
44	西市布町36字宮谷	1-2	529	002	
45	西市布町36字宮谷	1-4	529	004	
46	西市布町36字宮谷	2-2	529	006	
47	西市布町36字宮谷	4-6	529	028	
48	西市布町37字盗人谷	1-4	529	043	
49	西市布町37字盗人谷	4-3	529	066	
50					【経営管理実施権が設定されない場合】 （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （２．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

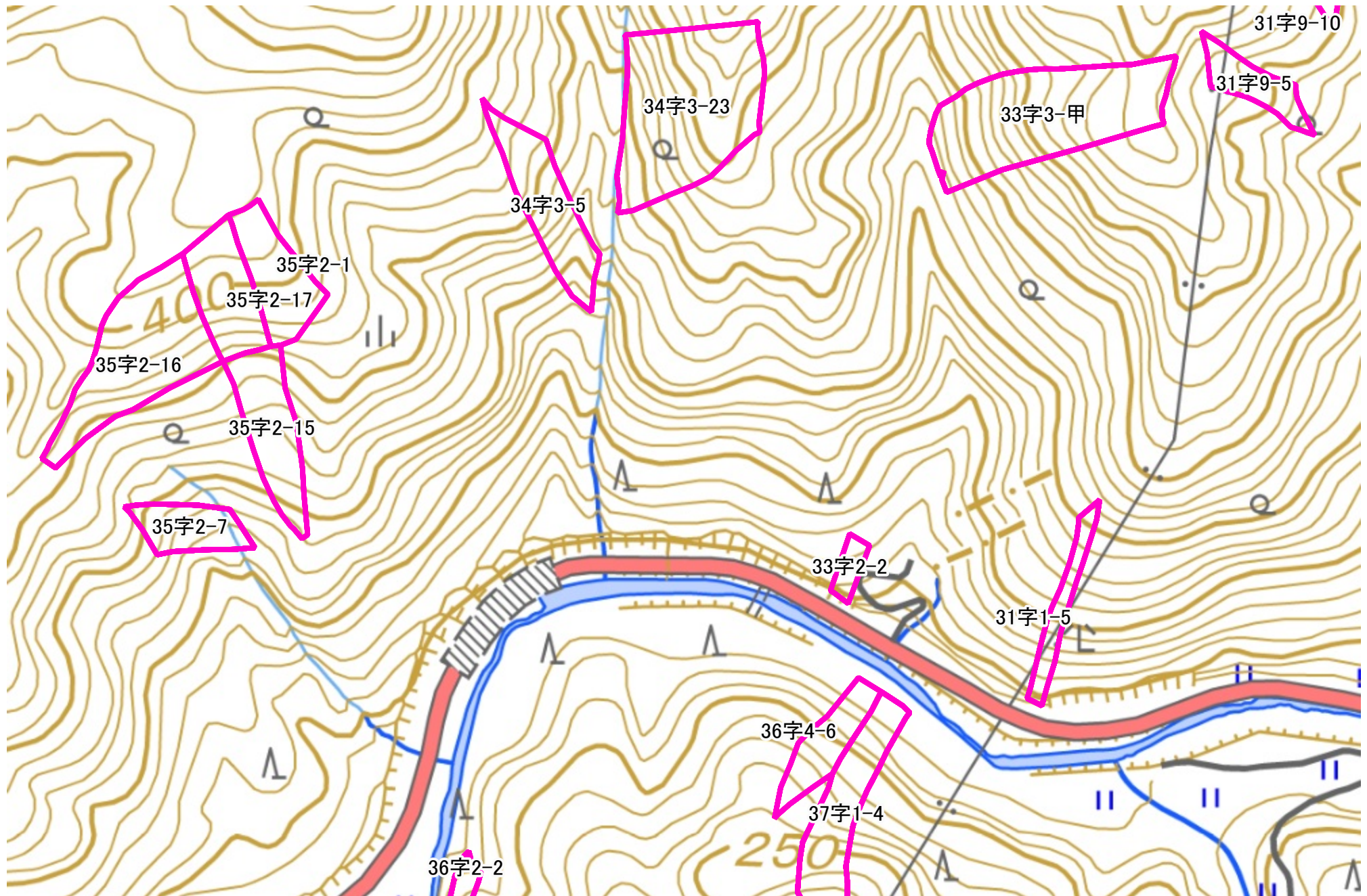
〈時期〉

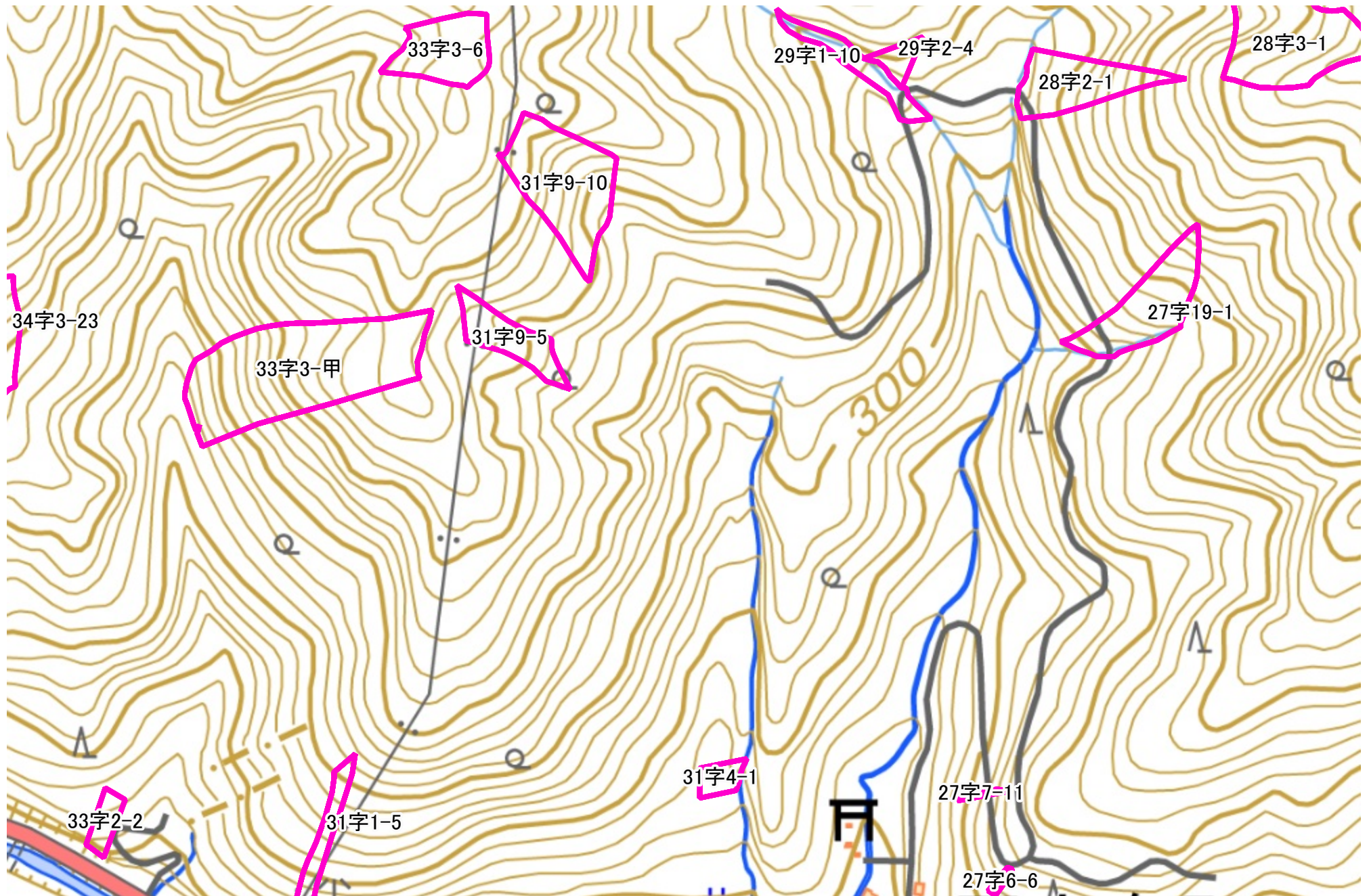
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

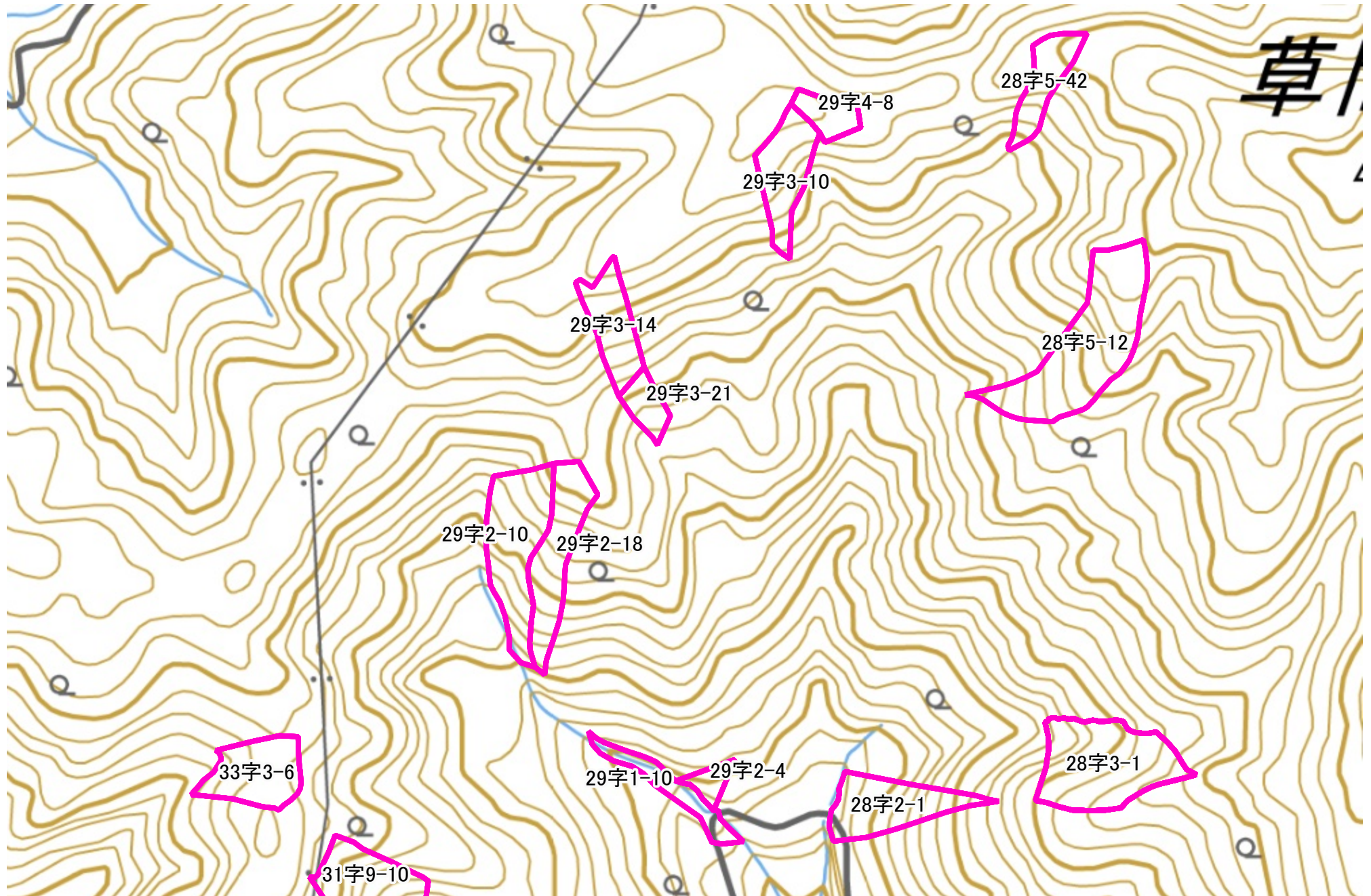
〈相手方及び方法〉

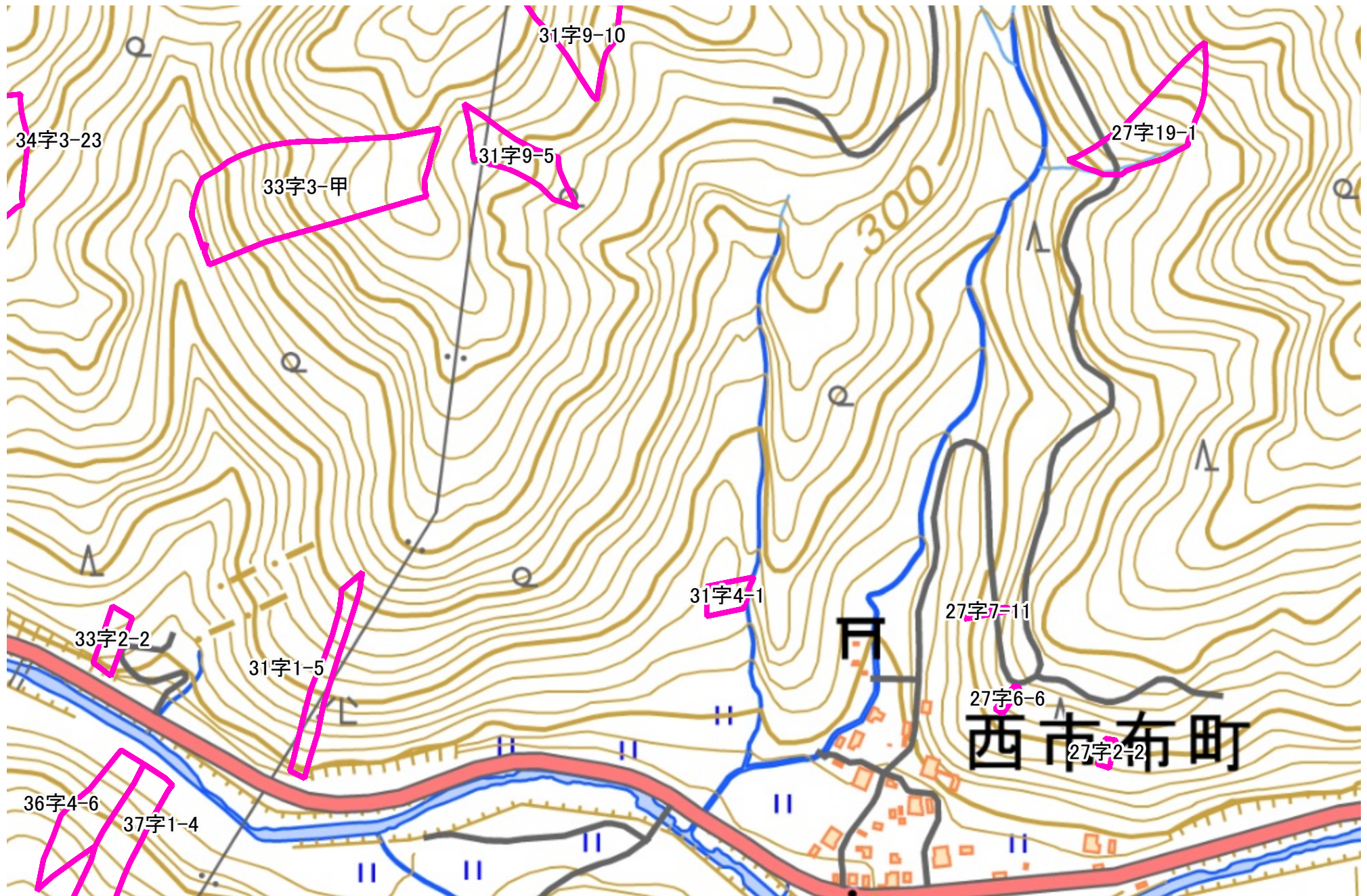
- 次の支払先に支払うものとする。

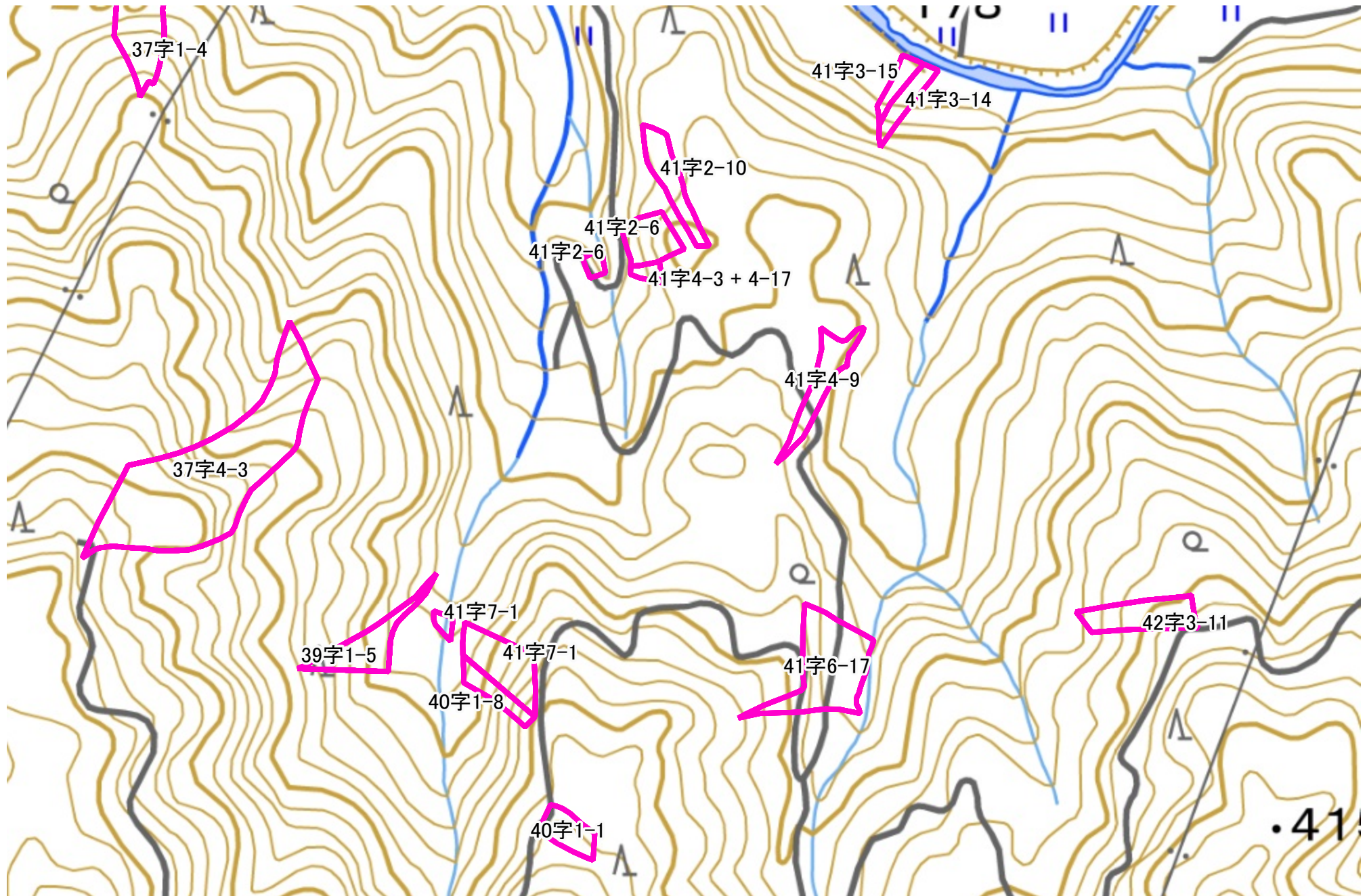
(支払先) 甲の指定する口座

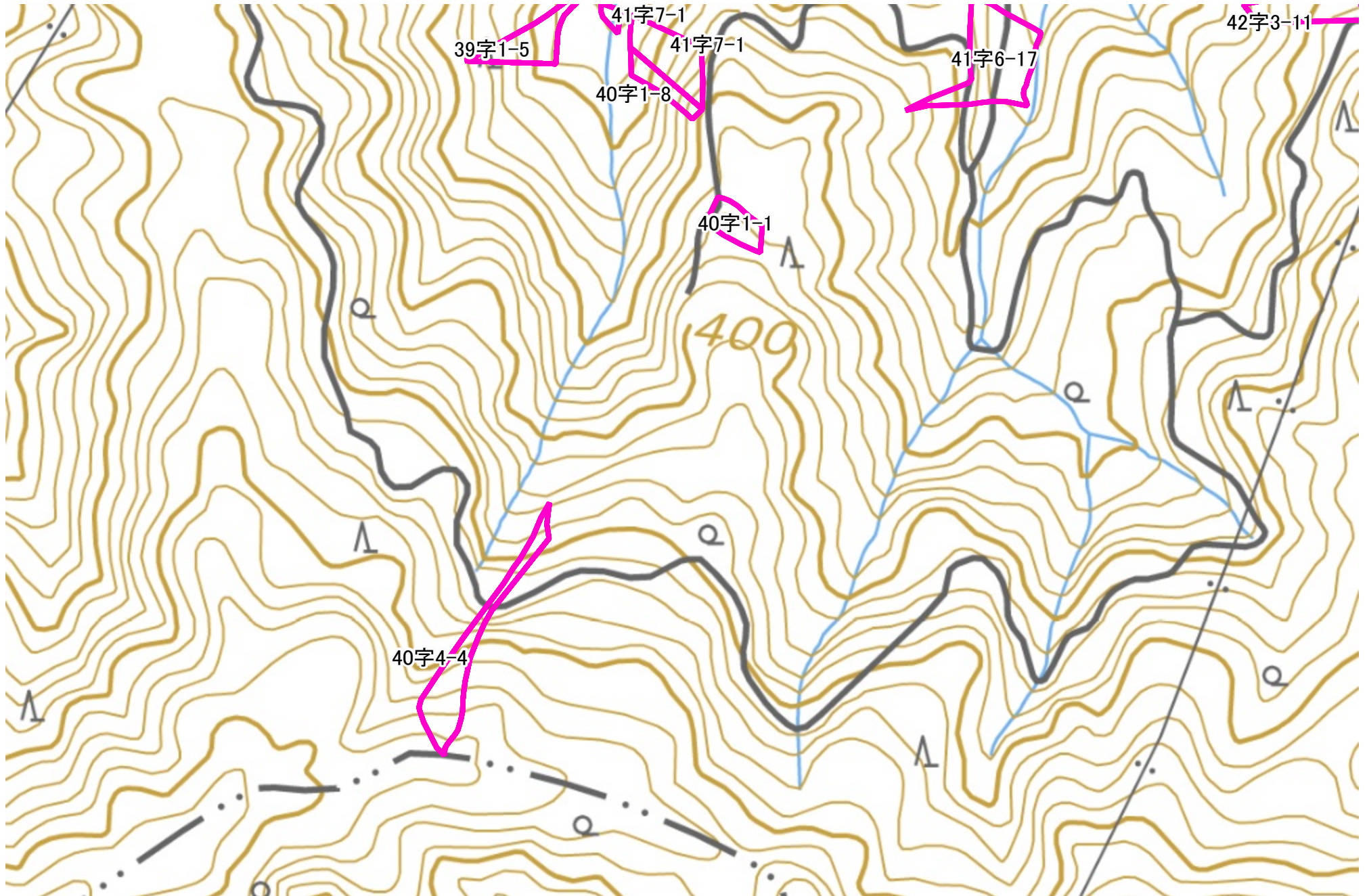


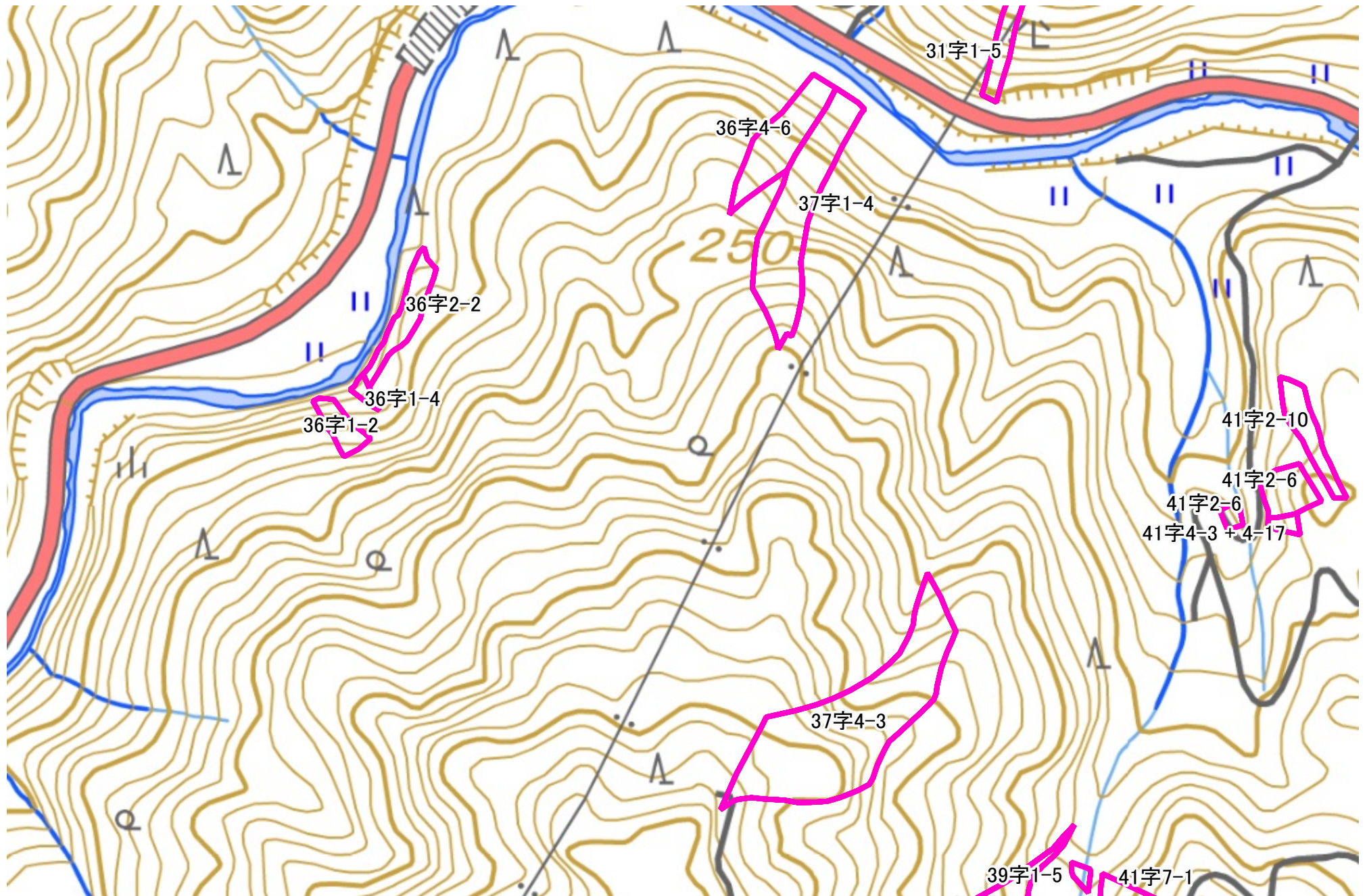












経営管理権集積計画

1 個別事項

201024030

整理 番号	集R6-美山-7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)				
									福井市長 西行 茂		福井県福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 （B）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	西市布町33字上岩屋	3-3	476	112	山林	0.5454	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
2	西市布町33字上岩屋	4-4	476	122	山林	0.7933	その他広葉樹	73	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
3	西市布町27字東谷山	11-2	478	058	山林	0.1785	スギ	68	2025年1月20日	2045年1月19日	別添 1 参照	別添 2 参照	別添 3 参照		
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
全 3 筆 この計画に同意する。															
権利の設定を受ける市町村（乙）					住所	同	上	名称	福井市長 西行 茂					印	
権利を設定する森林の森林所有者（甲）					住所	同	上	氏名又は名称						印	

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】 ○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
1	西市布町33字上岩屋	3-3	476	112	
2	西市布町33字上岩屋	4-4	476	122	
3	西市布町27字東谷山	11-2	478	058	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （3．留意事項） ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 【経営管理実施権が設定されない場合】 （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 （2．留意事項） ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
1	西市布町33字上岩屋	3-3	476	112	
2	西市布町33字上岩屋	4-4	476	122	
3	西市布町27字東谷山	11-2	478	058	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

